

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	18-5
許認可等の種類	製菓衛生師名簿の登録の消除			
根拠法令条例等・条項	製菓衛生師法施行令第4条、第7条			
許認可等の概要	製菓衛生師名簿の登録の消除			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ・製菓衛生師法施行令 第四条 名簿の登録の消除を申請するには、申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。 2 製菓衛生師が死亡し、又は失踪(そう)の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失踪(そう)の届出義務者は、三十日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。 第七条 製菓衛生師は、名簿の登録の消除を申請するときは、免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。第四条第二項の規定により名簿の登録の消除を申請する者についても、同様とする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			